

株式会社ニックに対する訴訟(地裁・高裁)に関するお知らせ

弊社、創業70周年を迎えますが、日頃より弊社の製品を広くご活用いただき、誠にありがとうございます。この度、(株)ニックを相手取った訴訟に関し、一審判決に続き、二審判決が下されましたので、ここにご案内させていただきます。

一審で認められた著作権法違反の他、二審では不正競争防止法違反も認められました。また、賠償対象者が個人にまでおよび、損害賠償額も大幅に増加されました。

背景と経緯

(株)ニックは、当社の元社員の3名が、平成21年4月に創業した会社です。代表取締役である新谷氏は、大手理化学機器メーカーS社およびその関連会社に長く在籍した後に、当社に2年間ほど勤務し退職しています。

(株)ニックが創業した当初は、S社の関連会社が販売協調していましたが、訴訟等の事情をご説明したところ、ご理解をいただき、協調を控えていただくことができました。

また、元プログラマーである大后氏は、(株)ニックが創業した後も、当社で4か月間ほど勤務を続け、平成21年8月に退職した後に、(株)ニックに合流いたしました。元社員の3名においては、職務上、当社の機密情報に触れる機会がありました。

(株)ニックは上記の大后氏が合流してわずか2か月後の、平成21年10月に、当社と競合する製品「ぬれ性評価装置(LSE-A100, LSE-B100)」を発売しています。1万7000行にもおよぶソフトの開発期間が、2か月ほどとあまりにも短い期間であることから、当社の機密情報を流用して製造しているのではないかと疑念が生じ、平成22年8月に東京地方裁判所に、(株)ニック製品の販売の差止を求める仮処分の申立をいたしました。

しかしながら、裁判所に対し証拠(ソフトウェア侵害箇所)を示すたびに、(株)ニックは次回期日までにその箇所を改変するなどを繰り返し、このまま続けても仮処分が認められる可能性は低いと判断し、一旦、申請を取り下げて改めて平成23年11月に著作権法違反、不正競争防止法違反で提訴いたしました。

その後、平成26年4月、地裁の審議を経て一審判決(当社勝訴:著作権法違反:損害賠償命令)が下されましたが、(株)ニックはそれを不服として控訴いたしました。そのため、当社も付帯控訴(不正競争防止法違反:損害賠償増額請求等)を行いました。改めて、平成28年4月、高裁の審議を経て二審判決(当社再勝訴:著作権法違反および不正競争防止法違反:損害賠償増額命令)が下されました。

当社の見解

二審における画期的な判決をありがたく受け止めています。
捜査権を持たない中で立証する義務がある民事裁判において、裁判を維持して行くことは大変な苦勞の連続でした。
ご協力いただいた弁護士をはじめとして、知財法学会の先生にも感謝申し上げます。

著作権とは、製品の創作性に与えられる権利ですから、当社のソフトウェアは、誰もが思いつく様な考案でないことが、二度に渡って裁判所から示されました。

また不正競争防止とは、公正な市場において、不正に基づく競争を禁じたものです。

高裁法廷において、裁判長が読み上げる主文を聞きながら、企業が培ってきた大切な機密情報の盗用を許さないと言う方向に、時代は確実に進んでいると感じました。(株)ニックが、違法行為を以って開発コストを削減し、製品の低価格化を実現したとしても、それは世に許される行為ではないでしょう。

また、損害賠償命令の対象者が、会社((株)ニック)以外にも、法を犯した個人(大后氏)にまでおよんだ点を含めて、損害賠償額が大幅に増額されたことも、感謝の念を持って受け止めています。

(株)ニックが現在販売している改変ソフトウェアに関しては、残念ながら証拠不十分で今回は立証することができませんでしたが、今後、発生する損害については引き続き証拠類を準備するなどして、改めて提訴することを考えています。

なお、(株)ニックが取得した特許(第464600号:上面観測式)ですが、3名が在籍していた時期に、当社はすでに上面観測式の製品(FPD型・MCA型)を販売しており、かつ、継続的に新技術(上面観測法)に関して研究開発を実施していました。その様な背景もあり、当社の既成技術等として特許庁に無効審判の請求をいたしました。が、残念ながら認められませんでした。

以上、(株)ニックに対する訴訟等に関して、ご案内させていただきました。

最後になりますが、社長としてこのような事態を招いた責任は重いものがあると、同時に受け止めていることも、合わせてご報告させていただきたいと思えます。

平成28年5月10日
協和界面科学(株)
代表取締役 亀井信一

[本件に関するお問い合わせ先]

協和界面科学株式会社 総務部 埼玉県新座市野火止5-4-41

E-Mail : facekyowa@face-kyowa.co.jp * 電話ではお受けしていませんのでご了承ください。